札幌市デジタル化・AI導入促進補助金交付要綱

令和８年４月14日　経済観光局長決裁
直近改正 令和８年６月５日

(通則)
第１条　札幌市デジタル化・AI導入促進補助金(以下「補助金」という。)の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和８年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)
第２条　本補助金は、札幌市内に本社を置く中小企業等の生産性向上及び国が交付する中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金（以下「国補助金」という。）の活用促進を目的として、国補助金の採択案件を対象に追加で事業経費の一部を負担するものである。

(定義)
第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に掲げる会社及び個人
(2)　市内中小企業者　中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。
　ア　主たる事務所を市内に登記している会社
　イ　本市の住民基本台帳に記録されている個人事業主
　ウ　市内に施設を所有又は賃借し、当該施設で事業を営んでいる個人事業主
(3)　その他の法人　次のいずれかに該当する者をいう。
　ア　主たる事務所を市内に有する、医療法人及び社会福祉法人並びに、医業または社会福祉事業を主たる事業とする財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人。
　イ　主たる事務所を市内に有する、常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあっては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあっては100人）以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項の規定による。）
　ウ　主たる事務所を市内に有する、常時使用する従業員の数が300人以下である、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項に定める組合等
(4)　DX推進計画　札幌市が実施する「札幌市中小企業DX加速化・賃上げ促進緊急支援業務」において、DX推進を目的として補助事業者ごとに作成される計画のことを指す。
(5)　みなし大企業　発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者をいう。

(補助事業者)
第４条　補助事業者は、市内中小企業者、その他の法人のうち、次の各号のすべてに該当する者とする。
(1)　DX推進計画の作成を完了している者
(2)　同一事業を直近の１年以上営んでいる者
２　前項の規定に関わらず、規則第５条第３項第１号から第３号に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者になることはできない。
(1)　札幌市に対する税金や使用料等の債務の支払いを滞納している者
(2)　みなし大企業に該当する者
(3)　別表に記す事業を営む者
(4)　社会常識上及び倫理上好ましくない事業を営む者
(5)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者
(6)　補助事業の実施に関し、法令に違反している者

(7)　重大又は悪質な法令違反をしている者
(8)　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
(9)　民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号）による申立て等、事業継続について不確実な状況にある者

(補助事業)
第５条　補助事業は、国補助金（通常枠、インボイス枠（電子取引類型）、インボイス枠（インボイス対応類型））の交付決定を受けた事業とする。
２　次のいずれかに該当する事業は補助事業としない。
(1)　本市又は他の公的機関（国、都道府県、市町村等）から補助金、助成金等の交付を受け、又は受ける予定がある事業（第２条に規定する国補助金を除く。）
(2)　別表に示す事業
(3)　社会常識上及び倫理上好ましくない事業

(補助対象経費)
第６条　補助金の交付の対象となる経費は、国補助金における自己負担額（補助対象経費相当額（国補助金における補助金の額を、国補助金における補助率で割り返した額）から、国補助金の補助金の額を差し引いた額）とする。

(補助率及び補助限度額)
第７条　補助率は２分の１、補助限度額は225万円とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)
第８条　交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書兼誓約書(様式１)、経費明細書（様式２）及び添付書類を、令和９年１月末日までに札幌市が別途指定する者に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定等)
第９条　市長は、補助金の交付を決定したときは、同時に交付すべき補助金の額を確定するものとする。
２　規則第７条の規定による交付決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は、交付決定通知書（様式３）により併せて行うものとする。
３　市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書（様式４）により通知するものとする。
４　第１項の規定により交付決定と同時に額の確定を行うため、規則第13条に規定する実績報告書の提出は要しない。

(補助事業者の義務)
第10条　補助事業者は、採択された事業について、次の各号に掲げる義務を負うものとする。
(1)　補助事業者名、事業名、事業の概要等を札幌市及び一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「札幌市等」という。）が公表することに同意すること。
(2)　事業完了後３年が経過するまでの間、札幌市等から事業の進捗状況及び事業効果等にかかる調査依頼があった場合は、これに応じること。
(3)　事業完了後３年が経過するまでの間、札幌市等が主催する成果普及等の事業（事業報告会、各産業分野に対するデジタル化の普及啓蒙セミナー等）実施について協力依頼があった場合は、可能な限りこれに協力すること。
(4)　札幌市等より、経理等の状況について検査を求められた場合は、これに応じること。
(5)　第４条第２項第１号から第９号までのいずれかに該当した場合に、遅滞なく札幌市に報告すること。
(6)　補助事業（交付決定を受けた国補助金）の交付決定が取り消された場合又は当該国補助金の返還を行った場合に、遅滞なく札幌市に報告すること。

(補助金交付決定の取り消し)

第11条　規則第17条に定める場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1)　本要綱又は本要綱に基づく札幌市の処分又は指示に反する事実が明らかになったとき。
(2)　補助金の交付申請後に、第４条第２項第１号から第９号までのいずれかに該当したとき。
(3)　補助事業（交付決定を受けた国補助金）の交付決定が取り消されたとき、又は当該国補助金の返還を行ったとき。

（財産の使用等に係る承認）
第12条　規則第21条に定める期間は、補助金の交付決定した日が属する会計年度の終了後から５年間とする。
２　規則第21条第２号に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械装置、備品及びその他の財産とする。

（その他）
第13条　この要綱の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則
（施行期日等）
１　この要綱は、令和８年４月14日から施行する。

附 則
（施行期日等）
１　この要綱は、令和８年６月５日から施行する。

別表

- 食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業
- ゴルフ会員権売買業などの金融業
- 保険媒介代理業及び保険サービス業を除く保険業
- 投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業
- もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所
- 風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業
- モーテルなどの旅館業
- 特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業
- 芸妓周旋を行う民間職業紹介業
- その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人及び第３条第３号ウに規定する者を除く）、公務、集金業、取立業、学校法人など）